

# 「少年と法」

## ～子供を守る少年法のあり方～

### 目次

- 1、初めに
- 2、少年非行の実態
- 3、少年法のあり方
- 4、少年法のこれからを考える問題
- 5、終わりに
- 6、参考文献

## 1、 初めに

ニュースを見ているとよく「少年事件の凶悪化」という言葉を耳にする。実際に事例を調べてみると、目もつむりたく様な事件の数々がすぐに見つかる。生まれてまだ 20 年を過ごしていない少女がなぜこのような事件を起こしてしまうのか。社会に対する無知ゆえの無邪気さが事件を引き起こしてしまっているのか、それとも今の日本のあり方自体が少女を犯罪者へと導いてしまっているのか。

私が「いじめ」に関する弁論を行うなかで、いじめ加害者も含まれる非行生徒たちの存在やそんな彼らを縛る法の存在を知った。その中から生まれた少年非行という分野への興味をきっかけに、本勉強会を開催しようと思いついた。

少年事件は、社会においてもたびたび問題となる。そのような凶悪な少年事件が起こるたびに、少年法もそのあり方を問われ続けてきた。この少年事件と少年法を理解することは、冒頭に述べた様な問題意識に何かしらの示唆を与えてくれるだろう。そこで、非行少年と少年法への理解を深めることによって、非行少年たちは本当に悪なのか、どのような少年法のあり方が非行少年たちを救える形なのかを考えて、また今の非行に走る子供たちを見つめなおすきっかけが提供されることを本勉強会の目的とする。

## 2、 少年非行の実態

まずそもそも「少年非行」とはなんなのだろうか。代表的なものとして、校内暴力、家庭内暴力、暴走行為、シンナー・覚せい剤の吸引等があげられる。日本で問題となった少年事件には、大津いじめ自殺事件・山形マット死事件・流山中央高校事件・佐世保事件などがあげられる。

では「少年非行」はどのような現状になっているのか。よく耳にするのは以下の3つである。

- ① 増加傾向
- ② 低年齢化
- ③ 凶悪化

しかしこれらの現状は実在するものではないと言える。

#### ① 増加傾向

少年犯罪はむしろ減少している。少年犯罪の数は警察の検挙数で見れば、平成10年ごろまで見れば激しく上下しているが、平成10年から平成26年を見れば、検挙数・人口比ともに減少している。

#### ② 低年齢化

刑法全体でいえば少年の検挙数は他年層に比べて高くなっているが、その差は以前よりも低下している。また警視庁の年齢別検挙人員を見ても、低年齢が他と比べ増加している傾向はないことが分かる。

#### ③ 凶悪化

警視庁における凶悪犯罪の定義は殺人・強盗・強姦・放火(いずれも未遂を含む)となっている。

しかしこの数は警視庁の『犯罪白書』によれば少年によるこのような凶悪犯罪は減少しているのが現状であるといえる。1950年ごろはおよそ400人だったのにも関わらず、2000年に入ってから100人程度を推移しており、大きく減少している。

実際の少年犯罪は、罪の重さが軽いものがほとんどを占めている。少年犯罪の内訳を見てみると、平成26年において総数約5万件のうち、もっとも多くの割合を占めるのは「窃盗犯」であり、およそ60%、約3万件である。それについて横領犯、粗暴犯、知能犯、凶悪犯、風俗犯の順番で割合を占めている。

凶悪犯罪の発生件数は減ったが、1件当たりの犯罪内容が凶悪化したという論もあるが、これは大阪弁護士会の調査により否定されている。

ではなぜ昨今の日本においてこれらの考えが浸透しているのだろうか。

原因はマスコミの報道姿勢にあるといわれている。たとえばいじめによる自殺が発生すると、マスコミはそれがいかに惨忍だったかを報道する。またそれが低年齢ならより興味をひかせるように報道する。それを繰り返し報道していれば、受け手はこれらの事象が多く存在すると思込む。そのような主張である。

## 3、少年法の在り方

### (a) 少年法の歴史

#### (I) 戦前の少年法(以下旧少年法)から戦後の少年法(以下現少年法)へ

明治40年に刑法が作られて14歳未満を刑事未成年として定めたが、これらの人々をどのように扱うかは、とくに規定されなかった。その結果、不起訴処分として何の縛りもない少年が発生し、

いわゆる不良少年が多く発生しはじめた。

明治 33 年に、この問題に対処するために「感化法」という法律が作られた。これは、「不良行為をなし、またはなすおそれがある 8 歳以上 16 歳未満の少年を感化院に入所させ、感化教育をおこなう法律」である。

この感化法に基づいて対処がなされたが、感化院という未成年の更生補助の施設の施設数やキャパシティなど様々な問題が発生し、十分に機能していたとはいえなかった。そのため大正 11 年に旧少年法が制定されて、少年審判所<sup>1</sup>が設置された。また少年の定義を 18 歳未満とした。

戦時中には戦時刑法特別法が存在し、たとえ少年法における少年であっても裁判上では少年扱いをせずに裁くことが可能であった。

そして第二次世界大戦後、敗戦によって日本人の意識が変動していく中で、旧少年法では少年犯罪への対処しきれなくなってきた。そこで日本政府は GHQ の指導のもと、当時のアメリカの少年法<sup>2</sup>を参考に昭和 24 年(1949 年)1 月 1 日に現少年法を施行した。この現少年法は旧少年法と比べて多くの異なる特徴を有している。それらの特徴は全て、次の 2 つの目的のための変化である。

#### ① 人権保障の強化

日本国憲法が定める基本的人権の尊重に準じて 2 つの大きな変革を行った。ひとつは司法機関である裁判所に少年事件の専属的管轄権を与えたことであり、もうひとつは少年司法手続の形式性を強化したことである。前者は簡単にいえば、三権分立において行政から独立する裁判所に少年の人権を守るという使命と権限を与えたということである。後者は旧少年法において保護処分<sup>3</sup>の合目的性により無方式となっていた法を、人権保障の面を強くした形式としたということである。

#### ② 少年の健全育成の充実

少年法は憲法 13 条<sup>3</sup>により国は非行少年に対して非行を克服して発達する事を補助する義務を負っているという考えに従っている。そのため、少年事件は家庭裁判所の管轄とする取り決め、少年年齢上限の引き上げ(18 歳未満→20 歳未満)、家庭裁判所先議・保護処分優先主義などを新たに定めなおした。

ここで決められた枠組みが、現行の少年法の基礎となっている。

### (b) 少年法の理念

少年法に関する議論でもっとも多いものとして、「非行観の対立」があげられる。これはつまりどの要素を重んじるかの違いで少年法における意見の食い違いが発生するということである。たとえば非行の侵害性を重視するのならば、非行に対しての制裁が重視される。逆に非行の自損性を重視するならば、非行克服への援助が重視される。つまり非行少年をどのように見るのかという価値観の対立につながる。この対立こそが少年法という法の在り方をめぐる対立の根本的な原因となっている。

現行の少年法は、どちらかといえば非行克服の援助を重視する法体系となっている。

<sup>1</sup> 旧少年法のもと、少年の保護処分をつかさどった機関。現代の家庭裁判所。行政に属する。

<sup>2</sup> パレンス・パトリエ思想という保護に欠けた非行少年を親に代わり国が保護すべきという思想が中心。しかし 1960 年以降は保護主義を保持しながら適正手続きを強調した新少年法により修正された。

<sup>3</sup> すべて国民は、個人として尊重される。 『平成 27 年 ポケット六法』より

少年法は刑法の未成年版だと理解されることが多々あるが、少年法と刑法はその目的の部分において大きく異なる。

少年法の立法目的はその第1条において示される。

「第一条この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」

つまり、刑法は罰則であるのに対して、少年法は少年の健全育成を目的としているのである。

このことから、刑法においては加害者に対して「刑罰」という形での制裁を与えるのに対して、少年法においては「保護処分」という形を取る。

### (c) 少年法の内容

少年法においては非行に走る子供たちを3つに分類しています。

#### (a) 犯罪少年

これは罪を犯した14歳以上20歳未満の人にあたる。字義通りの解釈ならば「罪を犯した少年」となるが、あくまでこれは少年の保護を目的としているため、有責性の部分で議論となっている。

#### (b) 触法少年

これは14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした人にあたる。14歳未満は刑法により刑事未成年者とされているため、犯罪少年と区別されている。原則として児童福祉法による児童福祉機関の措置に委ねられ、そこで必要と認められた場合は家庭裁判所で扱われる。

#### (d) 虞犯少年

虞という字は「おそれ」と読むため、直訳すると「(罪を)犯すおそれのある少年」のことを指す。つまりこれは将来的に犯罪もしくは触法少年になりうる20歳未満の人にあたる。虞犯の段階で保護・教育を行う方が立ち直りが早いという考えから設定されている。

この虞犯少年は立法論の立場からみると非常に曖昧な判断基準となっていて、おもに法律家から削除すべきだという意見が強く主張されている。しかし実際に少年の健全育成という少年法特有の側面からとらえるとすると、虞犯の段階で少年の非行を早期発見することこそ理念に適っているととらえられる。現代においてはその虞犯事由と虞犯性において判断される。

またこれ以外にも非行の前段階というべき行為(未成年喫煙・深夜徘徊など)が見られる少年を「不良行為少年」と分類しており、警察による補導活動の対象となっている。

### (d) 少年法の運用

少年法における判断は、原則的に検察官などではなく全て家庭裁判所の調査官において行われる。これは少年事件を家庭の問題とするという考えから成り立っている。

非行少年は保護すべき対象という考えのもと、少年法においては保護手続を定めている。これは少

年が非行に走ったことを理由に制裁を加えることを目的とするのではなく、非行に走った少年が抱えている問題を解決する事を目的としている。このように少年事件処理の基本原則として「保護処分優先主義」かつ「不処分優先主義」存在している。

つまり簡単に流れを表すと、

非行の確認(ほとんどが司法警察員) → 少年の要保護性の判断 → 要保護性に応じた措置

という流れになっている。

少年法の処分決定においては主に8パターン存在する。①審判不開始、②知事又は児童相談所長送致、③検察官送致、⑤不処分、⑥保護観察、⑦児童自立支援施設または児童養護施設送致、⑧少年院送致、である。

ここで③検察官送致の場合を見てみると、本人が20歳以上の場合と刑事処分に妥当する場合の2種類存在し、とくに後者は逆送処分と呼ばれている。しかしこれは少年にそのまま成人同様の刑事処分に課すのではなく、特例が認められている。具体的には、犯行時18歳未満だった場合は死刑を科しえず、死刑に相当するものは無期徒刑を、無期徒刑にあたる場合は10年から15年以下の懲役または禁錮を科すことを少年法51条に規定されている。また長期3年以上の有期懲役または禁固の場合は不定期刑に変えて言い渡す形となっている。そのほかにも多くの点で少年への配慮がなされている。

次に⑥、⑦、⑧はまとめて保護処分といわれる措置である。⑥が「社会内処遇」といい、⑦、⑧が「施設内処遇」という。⑥に関しては法務省所轄の保護観察所が行う。保護観察期間は原則として20歳までとなっており、少年に通常の社会生活を続けながら指導監督・補導援護をおこなって改善更生を図ることを目的としている。⑦、⑧に関してはその名の通りで様々な更生施設で少年を保護・教育をしていくという形になっている。前者はどちらも児童に対しての施設であり、児童自立支援施設は主に不良少年を、児童養護施設は親のいない児童もしくは虐待される児童を対象としている。

そして後者の少年院では、いわゆる学校教育のような教科指導や生活訓練などの教育プログラムを組み、認められた経験が少ない非行少年らが簿記やコンピュータ技能、理容などのさまざまな資格を取ることで自信をつけ、また社会生活において有用な能力を身につけさせる施設である。

#### (e) 少年法の改正

少年法は、少年事件への関心の高まりから、近年、大きく分けて4度の改正が行われた。凶悪少年事件を厳罰化し、被害者の権利を保障しようという方向での改正が行われている。

##### ③ 2000年改正

もっとも大きな変更点は刑事処分可能な年齢が16歳以上から14歳以上に引き下げられたことである。また16歳以上の少年が故意に殺人を犯した場合、原則として逆送処分となることになった。

これはつまり検察官への逆送制度の拡充となった。

これは少年法の一部転換している。つまり、これまでの社会復帰を目指すために支援するという「メディカルモデル」という考えから、刑事裁判において責任追及をするという姿勢をある程度はっきりさせたのである。

この改正後、原則逆送された少年は 216 人、検送率は約 62%で今までの検送率よりもかなり高い数値となった。

#### ④ 2007 年改正

ここでは少年院送致の年齢下限を 14 歳以上から「おおむね 12 歳以上」に引き下げられた。また警察官に触法少年の疑いがある者に対して呼びだして質問を行う権限が与えられるようになった。

#### ⑤ 2008 年改正

この年の改正は簡単にまとめれば、被害者とその家族の権利拡大のために行われたものである。2004 年に成立した犯罪被害者等基本法と整合性を取るために殺人事件などの重大事件において少年の心身に影響が無いと判断できる場合、被害者が少年審判の傍聴をできる制度を創設した。

#### ⑥ 2014 年改正

18 歳未満の少年に対して、無期懲役に代わって言い渡せる有期懲役の上限を、15 年から 20 年に変更された。また不定期刑も「5 年～10 年」から「10 年～15 年」に引き上げられた。

## 4、少年法のこれからを考える問題

### (a) 少年法の適用年齢

現少年法において少年とは満 20 歳未満にあたる。しかし現在、選挙法の改正によってそれを 18 歳未満にすべきだという主張が熱を帯び始めている。つまり 18 歳が大人か、少年かという議論である。確かに諸外国を見てみると少年年齢を 18 歳未満とするところは多く存在する。しかし対して、18 歳 19 歳は身体的には成人と言って差し支えない発達はなされているが精神的な成熟度がそれに伴っておらず、そのアンバランスさゆえに情緒的不安定になり、むしろ非行に走りやすいのではないかと主張する者もいる。

また逆に年齢の下限においても意見が対立している。現法においては 14 歳を境に少年法の適用を分けており、14 歳未満の少年は原則として児童相談所が役目を担う。しかし現実として非行少年の処遇機関として体制が整っているとは言い難い。また法機関ではないがゆえに人権上の問題も多く発生する。また集団による非行の場合、共犯にあるにもかかわらず家庭裁判所に呼ばれる者と呼ばれない者が発生する、いわゆる「不均衡」が発生するということだ。これらの差を解消するために、年齢を 12 歳未満に引き下げ、触法少年において児童福祉機関をはずすなどの対策が主張された。

### (b) 報道規制

現在の少年事件において加害者にあたる少年は原則として以下の取り扱いを規定している。

「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年の時に犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりそのものが当該事件の本人であることを推知する事が出来るような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」

—平成 27 年 ポケット六法の少年法第 61 条より抜粋

つまり非行少年の社会復帰を目的としているために周りの環境を壊さないための措置である。しかしこの少年事件審判の非公開と少年の実名報道の禁止は、報道者の表現の自由・国民の知る権利という観点から改正を提言する主張が存在する。加えて、加害者のプライバシーが保護されているにもかかわらず、被害者のプライバシーがさらされる現状にも疑問の声があがっている。また「ネット私刑」という解決しなければならない課題も存在する。「ネット私刑」とはネットが普及した現代においてはニュースや新聞等で加害者の個人情報非公開としているにもかかわらず、近隣の住民らの情報提供によって加害者を特定してしまうことである。これにより加害者は周囲から犯罪者という扱いを受け、ときには物理的な接触をはかる人も現れて、未成年者として与えられるべき保護や発達が失われることとなってしまう。

## 5、 終わりに

非行少年のおよそ 7 割が家庭に問題を抱えているという現状の中、本当に彼らをただ悪と断じて終わらせてしまうのは正しいことなのでしょうか。現代においてニュースを流すテレビやネットが発達し、より世界が広く見渡せるようになった代償に、人は純粹に人と向きあう機会を消失してしまったのではないのでしょうか。私にはどうしてもそう思ってしまうのです。「ネット私刑」がいい例です。非行少年を悪とひとくくりにし、遠くから偽りの正義を振りかざしてその「少年」自身を見つめることなく攻撃し、追い詰めていくのです。確かにやっている行為は悪です。しかしやっている人間自身は本当に悪なのでしょうか。今回の勉強会を通じて皆さんに、非行少年とは何なのか。少年法とはいったい何のために存在しているか。それを改めて考え直すきっかけとなってもらえれば幸いです。

## 6、 参考文献

- 『少年犯罪と向きあう』（岩波新書） 石井小夜子著
- 『少年法入門 第 5 版』（有斐閣ブックス） 澤登俊雄著
- 『Q&A 少年非行と少年法』（明石書店） 第一東京弁護士会少年法委員会編
- 『少年法の解説』（一橋出版） 関哲夫著
- 『少年法の理念』（現代人文社） 澤登俊雄/高内寿夫著